

最優秀答案（55点）

回答者 T. M

第1 設問1

1 本件差止訴訟において、「重大な損害が生ずるおそれ」（行政事件訴訟法（以下、「法」とする。）37条の4第1項・2項）の要件は充たされるか。

2 (1) 差止訴訟は、いまだ処分がなされる前の段階において喚起されるものであることから、「重大な損害が生ずるおそれ」とは、当該処分を差し止めてでも保護すべき重要な利益が侵害される蓋然性が認められることが必要である。

(2) ア 本件についてみると、Xに対し本件処分がなされた場合、XはY市内においてタクシー事業を営むことができなくなり、その間の収入はなくなる。またXは、150台以上のタクシーを保有し営業を行っている。とすれば、Xが被る経済的利益は大きなものとなる。

さらにXは、本件基準②エに該当することから、停止日数は50日以上と長期に及ぶ。とすれば、Xは長期間に渡り、営業を行うことができなくなることから、その間の損失は極めて重大なものとなる。

これに対して、国は、法40条に基づく処分は公表されない取り扱いとなっていることから、処分を差し止めるべき必要性はないという反論をすることが考えられる。

イ しかし、Xは、大手ホテルや病院などと契約を締結しており、処分の内容が公表されなくとも、配車業務が滞ることにより、契約解除の自体が生じる可能性もあることから、内容の公表の有無は、差し止めの必要性とは無関係であるから、反論は認められない。

また、国は、業務内容が基準と適合すれば、処分がなされないとして蓋然性がないという反論をすることが想定される。

しかし、Xが160台ものタクシーを暫定的に管理することは困難である以上、直ちに基準に業務内容を適合させることは、事実上不可能である。とすれば、本件では、本件処分がなされる蓋然性は高いといえることから、国の反論は認められない。

(3) よって、本件では、当該処分を差し止めてでも保護すべき重要な利益が侵害される蓋然性が認められる。

3 以上より、本件差止訴訟において、「重大な損害が生じるおそれ」の要件は、充たされる。

第2 設問2

1 本件処分は適法か。

2 本件基準②の法的性質

(1) 本件基準②は、一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を定めるものであるが、道路運送法の委任を受けて定められたものではなく、Y地方運輸局長が定めたものである。

とすれば、本件基準②は、法の委任に基づかない行政機関内部におけるものであるから、法的拘束力を有しない。

(2) よって、本件基準②は処分基準ではなく、行政規則にすぎない。

3 (1) ア とすれば、本件処分は、行政規則にすぎない本件基準③に基づいてなされようとしていることから、違法となるのではないか。本件基準②が裁量基準となるかについて検討する。

イ 法40条は、処分をなすにあたり、「できる」という文言を用いている。これは、道路運送に関する事項が、専門的分野であることから、専門的知見による判断の必要性を認め、行政庁に処分を行うにつき、一定の裁量を認める趣旨であると考えられる。

ウ よって、法40条の処分を行うかどうかについて、行政庁に裁量が認められることから、本件基準②は、裁量基準として考慮することができる。

(2) ア もっとも、裁量基準として考慮できるとしても、それ自体に合理性が認められない場合、これを考慮してなされた処分は違法となる。

イ 本件では、本件基準②の(エ)の合理性が問題となるどころ、確かに、急速に事業を拡大した事業者につき、処分を加重することには、事業の拡大に法令遵守の意識が追いつかないという場合もあり得るから、合理性が認められるとも思える。

しかし、本件基準②の(エ)は、加重要件を「自動車等使用停止回数を3.5倍に加重して取り扱う。」としている。これは最低でも50日以上の使用停止という極めて重たい処分を意味するものであり、事業の行うにあたり、事業者に致命傷を負わせかねない内容である。

とすれば、本件基準②の(エ)は、急速に事業を拡大した事業者に対し、過度な内容の処分を定めるものであり、合理性を有しないことから違法である。

4 以上より、本件基準②の(エ)に基いてなされる本件処分は違法である。

以上